

令和6年度 民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業の
申請に当たっての留意事項

「令和6年度民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」に係る申請書の提出に当たり、あらかじめ以下の事項を御確認ください。

1 事業の目的

本事業は、いわゆるフリースクール等を含む民間施設（以下「民間施設」という。）を利用される不登校児童生徒と保護者を対象として、アンケート調査や民間施設へのヒアリングを通じて実態を把握し、今後の本県における不登校児童生徒に関する施策の検討の基礎とするために実施するものです。

2 個人情報の取り扱い

- (1) 本申請および調査回答における個人情報については、滋賀県、在住の市町および委託事業者で共有し、事業の遂行に必要な範囲で利用します。また、在籍校や民間施設へ内容を照会することがあります。
- (2) 本申請書の情報について、在住市町から確認の連絡をすることがあります。
- (3) 本申請情報および調査回答は、個人を特定しない統計上の情報として公表することがあります。

3 申請の手順

- (1) 申請者である保護者およびお子様（いわゆるフリースクール等を含む民間施設を利用する不登校の児童生徒の方）が以下にすべて該当するか御確認ください。
 - お子様が、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、特別支援学校(小学部および中学部に限る。)のいずれかに在籍しています。
 - 保護者およびお子様が事業を実施する市町（※大津市除く）の住民です。
※大津市は事業へ参加未定のため、大津市在住の方は現時点では登録申請いただけません。
 - お子様が、令和5年度間または令和6年度に不登校の状態（何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、概ね30日以上登校しなかった児童・生徒（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）をいいます。以下同じ。）に該当します。
 - 滋賀県の調査に誠実に協力（調査への回答および回答等に対する問合せへの応答等をいいます。）します。
 - お子様が、次の①～④の本事業における「民間施設の考え方」すべてに該当する民間施設を利用しています。

民間施設の考え方

① 実施主体について

法人、個人は問わないが、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒に対する相談・指導等を主たる事業目的とする学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)以外の民間の施設であって、実施者は同事業に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有するものであること。

② 相談・指導スタッフについて

- ・④に示す時間に施設において利用者に対応できる相談・指導スタッフが配置されていること。
- ・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への指導についての知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ・過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。

③ 学校と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

④ 施設の運営について

施設を利用する不登校児童生徒が在籍する学校の課業日における課業時間（概ね8：30～16：00の間）に月1日以上開設され、相談・指導が行われていること。

- (2) 申請者である保護者は、web上の登録申請フォームから、申請にあたって必要な事項を入力の上、登録申請してください。webでの申請が困難な場合は紙の申請書を送付しますので、下記連絡先までご連絡ください。

※登録申請フォーム

こちらのQRコードを →
読み取りください。



<https://forms.gle/kT4scboj5Una7dn7A>

※web申請が困難な場合

NPO法人ほんわかハート（受託事業者）

〒523-0857 近江八幡市八幡町170

TEL:080-9742-7373

4 アンケート調査への回答について

Step1：登録時アンケート

登録申請いただいた方には、まず登録時アンケートにご回答いただきます。登録申請いただいた後、事業者より登録時アンケートへの回答案内がありますので、案内が届きましたらアンケートへの回答をお願いします。

お子様にご回答いただく「子どもアンケート」と、保護者の方にご回答いただく「保護者アンケート」の2種類があります。

Step2：毎月アンケート

登録時アンケートにご回答いただいた方には、続いて事業者より毎月アンケートへの回答案内があります。毎月アンケートでは、当該月の在籍学校への登校日数や民間施設の利用日数、またその月に感じたことや気持ちの変化等をお答えいただきます。なお、アンケートは、別途事業者より案内するURLおよびQRコードにアクセスし、Webでの回答を基本としますが、アンケート用紙の郵送による回答にも対応しますので、ご希望の方は事業者にお申し出ください。

※毎月の「保護者アンケート」にご回答いただいた保護者に対して、その月分の協力金をお支払いします。

※協力金の支給条件に「子どもアンケート」の回答は必須としておりませんが、本調査の目的をご理解いただき、お子様からも回答のご協力をいただきますようお願いいたします。

5 調査協力金について

毎月行う「保護者アンケート」にご協力いただいた期間に応じて、お子様一人につき、ひと月当たり5,000円の協力金（※1）を保護者に支給します。

なお、毎月行う「保護者アンケート」において、ご回答いただけない月については、協力金は支給されません。

また、該当のお子様が多人数おられ、登録申請、アンケート調査をお子様ごとにしていただいた場合、お一人につきひと月当たり5,000円をお支払いします。

（※1）お住まいの市町から支給されます。回答の対象となる民間施設利用月（※2）や、協力金が支給される時期（※3）については、市町によって異なりますのでご了承ください。

（※2）例：4月施設利用分から回答、6月施設利用分から回答、等、

（※3）例：毎月、3か月に1回、等、

6 その他

（1）申請書の内容や調査回答の確認のため必要があるときは、保護者様・お子様、お住まいの市町教育委員会、在籍校や利用される民間施設に問合せ等をさせていただくことがあります。

（2）本調査の調査協力者として登録を受けた後に、以下のア～ウの状態になった場合や、協力を辞退する際は、調査協力者の登録を取り消すこととなります。県もしくは事業者のホームページから、第2号様式「令和6年度民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業協力者の決定辞退について」をダウンロードし、必要事項を御記入の上、事業者に提出してください。また、ア～ウの状態であることが判明した場合は、県または事業者において調査協力者の登録を取り消すことがあります。

ア 県外へ転居されたとき

イ 登録申請または調査回答に関して、虚偽または不正が判明したとき

ウ 調査への回答が無い、問合せに応じないなど協力が得られないとき

（3）滋賀県内の他市町へ転居された場合や別の民間施設の利用を開始した場合など、登録申請の際の状態から異動があったときは、事業者へお申し出ください。